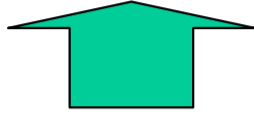


ちょっと立ち止まって！そこのあなた！



インドの特許出願で悩んでいませんか？

「対応外国出願状況を提出せよ！」って言われたけど、
いつ何を出せばいいの？ 英訳も必要なの？



国際第3委員会では、例えばこんなことを調査研究し、情報発信・提言しています。

Q: 他には主に何やってるの？

A: 42名の委員で仲良く、ときには厳しく、アジアの国々での権利取得や
権利行使に関する調査研究をし、実務に役立つ情報発信・提言をしています。

2007年度は、次のテーマを調査研究中です。

第1WG: 中国における特許権取得上の留意点

第2WG: 中国における特許権取得上の留意点

第3WG: 韓国における特許権取得上の留意点

第4WG: インド、ベトナムなど東南アジアにおける特許権取得・権利行使上の留意点
(本日一部紹介)

**Q: 審査期間を制限する規定があるの？
期間経過してしまおうとどうなるの？**

A: はい、期間経過すると出願放棄とみなされてしまいます。

・拒絶理由通知の回数に制限はないが、最初の拒絶理由通知の日から12ヶ月以内(延長不可)に特許査定を得なければならない(規則24B(4)(i))。

この期間が経過すると、出願放棄とみなされる(21条(1))。

・拒絶理由通知に対する回答期限は決められていない。

しかし、1回目の回答で不十分な時には2回目の拒絶理由通知が出されるので、できるだけ早く回答することが必要。

・みなし放棄を避けるため、期間経過前に局長にヒアリングを求めることができる。
ヒアリング後に拒絶査定された場合、その発行日から1ヶ月以内に再審査請求理由とともに再審査請求(Review Petition)を提出できる(77条(f)、規則130)。
再審査請求においても却下された場合、高等裁判所へ上訴できる(21条(2))。

Q: 対応出願状況はいつ何を提出すればいいの？ 出さないとなどうなるの？

A: 提出義務に従わないと特許取消されるリスクがあります。

- ・対応出願に関して、**出願国、出願日、公開日及び特許・拒絶の状況に関する情報**を、出願日(インドが指定されている国際出願の場合、インドに国内移行された日)から6ヶ月以内に提出しなければならない(8条(1)、規則12(1A))。
- ・**審査官が外国出願の審査報告書及び調査報告書を要求したときは**、出願人はこれらを提出する**法的義務を負う**ことになり、審査官による通知の日から6ヶ月以内に提出しなければならない(8条(2)、規則12(3))。
→ **OA中に定型記載あるので、実質的に「常に要求される」非英語圏の場合は、英語翻訳も必要。**
- ・これら提出義務に**従わない場合、異議理由(25条(1)(h)、25条(2)(h)、取消理由(64条(1)(m))**になる。

Q: 特許発明の実施報告書を出す必要があるの？

A: その通りで、違反すると刑事罰があります。

- ・特許権者は、インドにおける特許発明の商業規模での実施の程度に関する陳述書(様式27)を、**特許発明の商業規模での実施をしているか否かにかかわらず(実施していない場合にはその理由等)**、各暦年についてその年の末日から3ヶ月以内に提出しなければならない(146条(2)、規則131(1)、(2))。
- ・この陳述書の提出義務に**違反した場合、刑事罰**として最高100万ルピー(280万円)の罰金刑が課せられる(122条(1)(b))。
- ・**特許庁**より「実施報告の不提出や虚偽の記載を理由にして**刑事罰を発動したことは過去にない**」、**商工省**より「刑事罰が課された例は過去に1件も存在しない」、「実施報告書の提出義務は、あくまで統計をとるためなど情報収集が目的であり、**簡単な内容で全く問題はない**」との回答。

詳細、ならびに他の留意点は、例えば以下の資料をご参照ください。

- ・資料第355号「インドにおける特許取得上の留意点(2007年5月)」
- ・知財管理 vol.57 No.7 2007「インド特許制度の概説」
- ・知財管理 vol.57 No.9 2007「インドにおける特許取得上の留意点」